

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年2月27日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」または「ANZ」）は、令和5年2月13日に金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第6号の3の規定に基づき臨時報告書を提出しました。上記臨時報告書の記載事項のうち、未定事項が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

2 報告内容

<訂正前>

(前 略)

- (4) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(中 略)

資本金の額	未 定(注)
純資産の額	未 定(注)
総資産の額	未 定(注)

(中 略)

(注) 資本金の額、純資産の額および総資産の額は、確定次第報告する予定である。

< 訂正後 >

(注) 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円金額は、1ドル=94.20円の為替レート(2023年2月14日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場)により換算されている。

(中 略)

(4) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(中 略)

資本金の額	29,046,536千ドル(約2,736,184百万円相当額)(注)
純資産の額	67,605百万ドル(約6,368,391百万円相当額)(注)
総資産の額	1,115,103百万ドル(約105,042,703百万円相当額)(注)

(中 略)

(注) 資本金の額、純資産の額および総資産の額は、かかる金額が入手可能な直近の日である2023年1月31日現在における月次決算報告に基づく連結ベースの数値である。